

令和3年8月16日

会 員 各 位

公益社団法人 日本透析医学会

会 長 秋澤 忠男

副会長 山川 智之

公益社団法人 日本透析医学会

新型コロナウイルス感染対策ワーキンググループ

委員長 菊地 勘

透析患者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の入院調整について

平素より当会の運営にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

また、先生方におかれましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応につきまして、日夜ご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

8月2日付けで「[透析患者における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の入院調整の現状と透析施設へのお願い](#)」をホームページに掲載し、入院調整の現状をお知らせしたところですが、東京都および首都圏、大阪などの主要都市では、透析患者の入院調整が非常に厳しい状況が続いております。東京都や埼玉県では調整困難、神奈川では透析患者の優位性が無くなり、入院調整医師は非常に苦慮しております。

この状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染対策合同委員会では厚生労働省と協議し、別添「透析患者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の入院調整について（再周知）」が各都道府県衛生主管部（局）宛に発出されましたので、お知らせいたします。

つきましては、会員の皆様方におかれましては、各都道府県関係部局と連携いただき、COVID-19 透析患者の医療体制確保にご尽力ご協力を賜りたく、改めてお願い申し上げます。

特に地域の入院調整を行っている医師への情報共有をいたしますとともに、行政から厚生労働省への問合せ先も記載しており、各地域において十分な行政との連携ができない地域では、厚生労働省担当者に連絡をお願いします。

事務連絡
令和3年8月13日

各 都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

透析患者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の入院調整について（再周知）

日頃より、透析患者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の入院調整にご尽力頂き、心より感謝申し上げます。

各都道府県におかれましては、別添の「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日（令和2年7月21日一部改正））に示したとおり、透析患者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の医療提供体制について、各都道府県において、協議会に透析医療の専門家等を参画させることや、透析患者が新型コロナウイルス感染症に感染し、入院治療が必要となった場合や新型コロナウイルス感染症が重症化した場合を想定し、透析治療を行うことができる新型コロナウイルス感染症の入院患者、重症患者受入医療機関の設定を行うなど病床の確保に努めること、透析患者の病院搬送が必要となった場合を想定し、都道府県調整本部等において、各都道府県の透析治療における専門家と連携し、当該患者の搬送調整をすることなどを行っていただいているところと存じます。

今般、新型コロナウイルス感染症患者数の増加により、透析患者が新型コロナウイルス感染症に感染した際の入院調整が難航する事例が報告されております。

新型コロナウイルス感染症患者数の増加する地域においては、今後入院調整が難航することも想定されることから、各都道府県におかれましては、新型コロナウイルス感染症に感染した透析患者の病床確保等について、関係部局連携の下、関係機関とさらなる調整を行うなど、ご対応を頂きますよう改めてお願い申し上げます。

【照会先】

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
電 話：03-3595-2192
FAX：03-3593-3293
担 当：谷口・塚本